

リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為に関する論点（案）

【論点1】

リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為のうち、対応すべき悪質な行為とは、どのような行為か。どのような要素により悪質性をとらえるべきか。

例)

①行為の客観的要素

- ・侵害コンテンツへのリンク情報を、サイトに掲載又はアプリを介して提供する行為
- ・侵害コンテンツへのリンクを多数掲載したサイトを運営する行為

②主観的要素

- ・情を知って
- ・営利目的
- ・違法コンテンツの拡散を助長する目的

③リンク先の侵害コンテンツ

- ・有償著作物等のデッドコピー

<参考：本小委員会における意見>

- 有償著作物のデッドコピーをしているものに対して、営利目的で多数リンクを張るということを野放しにできないということについては賛成。
- 少なくとも情を知っての要件を定めるのであれば、いわば個人かどうかを特に気にする必要はないのではないか。

<参考：関係者ヒアリングにおける意見>

- 法改正により、国内のリーチサイト、アプリ運営者を刑事摘発できるようにすることを求める。法改正にあたっては、主観的要件（①著作権・著作隣接権・出版権を侵害する違法コンテンツであることの情を知っていること。②著作権・著作隣接権・出版権を侵害する違法コンテンツの拡散を助長する目的をもっていること。）を満たす違法コンテンツにリンクを貼って公衆を誘導する行為を、著作権「みなし侵害」行為として、差止請求及び刑事罰の対象とすることを要望する。〔侵害対策機関〕

【論点2】

対応すべき悪質な行為は、現行法との関係において、権利の保護が十分になされているといえるか。

仮に、権利の保護が十分になされているといえないと考えられる場合は、どのような対応をすべきか。

例)

- ・現行法上、刑事罰との関係では、事実上立証が困難であり、保護が十分になされているとはいえない。
- ・現行法上、差止請求は困難であり、保護が十分になされているとはいえない。

<参考：本小委員会における意見>

- 損害賠償や刑事罰の関係では、送信の幫助、30条1項3号の複製の幫助ということになれば、類型的には幫助は成り立つが、立証は容易ではない。
- 幫助に対する差止ができるのかという問題がある。現行法で可能だと思うが、異論が強いことは承知している。
- 解釈論として現行法でも対応が可能であるとしても、個人の行為への配慮という指摘もあるし、より要件を明確化するためにも、基本的にはみなし侵害を中心とした立法をすべきではないか。
- 現行法上差止請求は難しいと考える。法改正により対応すべきではないか。

【論点3】

間接侵害（幫助）一般に係る議論に先行して、リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為への対応を検討することについてどのように考えるか。

<参考：「「間接侵害」等に係る課題について（検討経過）」（平成25年2月6日法制問題小委員会）より抜粋>

「…法制問題小委員会においては、リーチサイトを差止請求の対象とするべきとの意見が強く示されたものの、リーチサイトとしてどのようなサイト（又はそのサイトにおけるリンク）を差止請求の対象とすべきか、リーチサイトの指す対象の実態を整理した上で検討することが必要であることに加え、間接侵害に係る議論とも密接に関係することから、当該議論の進捗も踏まえつつ検討することが適当である。なお、検討に当たっては、インターネットの利用が過度に阻害されないように留意する必要がある。」

(参考)「知的財産推進計画2016」等における記述

「知的財産推進計画2016」(平成28年5月9日知的財産戦略本部)

1. デジタル・ネットワーク化に対応した次世代知財システムの構築

<<デジタル・ネットワーク時代の知財侵害対策>>

- ・リーチサイトを通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応に関して、権利保護と表現の自由のバランスに留意しつつ、対応すべき行為の範囲等、法制面での対応を含め具体的な検討を進める。(短期・中期)(文部科学省)